

年金記録確認旭川地方第三者委員会（第12回）議事要旨

1. 日 時 平成19年12月5日（水） 18時00分から20時00分
2. 場 所 年金記録確認旭川地方第三者委員会 会議室
3. 出席者
（委 員）金委員長、伊藤委員、小関委員、瀬古委員、皆川委員
（事務局）片山事務室次長 ほか
4. 議 題
（1） 年金記録に係る確認申立事案の審議
（2） その他
5. 会議経過
（1） 継続案件3件（国民年金）、新規案件3件（国民年金）の審議を行なった。
（2） 継続案件のうち、前回の委員会で納付記録の訂正が必要と判断した1件は、あっせん案を審議し決定した。
同様に、前回の委員会で納付記録の訂正は認められないと判断した1件は、非あっせん案を審議し決定した。
他の1件は、申立人に対して実情を再聴取する必要があると判断し、継続審議することとされた。
（3） 新規案件のうち、1件は納付記録の訂正が必要と判断し、次回委員会であっせん案を審議することとされた。
他の2件は、追加調査等が必要と判断し、継続審議することとされた。
（4） 次回の委員会は12月19日（水）に開催することとされた。

文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり

年金記録確認旭川地方第三者委員会（第13回）議事要旨

1. 日 時 平成19年12月19日（水） 17時00分から19時00分
2. 場 所 年金記録確認旭川地方第三者委員会 会議室
3. 出席者
（委員）金委員長、伊藤委員、瀬古委員、皆川委員
（事務局）片山次長 ほかに調査員6名
4. 議 題
（1） 年金記録に係る確認申立事案の審議
（2） その他
5. 会議経過
（1） 継続案件2件（国民年金）、新規案件2件（国民年金事案1件、厚生年金事案1件）の審議を行なった。
（2） 継続案件のうち、前回の委員会審議で、納付記録の訂正が必要であると判断した1件は、あっせん案を審議し決定した。
他の1件は、納付記録の訂正が必要と判断される周辺事情等が認められず、申立人への意見聴取等が必要であると判断し、継続審議することとされた。
（3） 新規案件2件については、収集した周辺事情等からみて、納付記録の訂正が必要であると判断し、次回委員会であっせん案を審議することとされた。
（4） 次回の委員会は1月9日（水）に開催することとされた。

〔 文 責 ： 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕